

入間市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の要旨（議案第6号）

## 1 改正内容

### (1) 給料表の改正【平成31年4月1日適用】

○平均で0.07%の引上げ（平均246円）

- ・大学卒初任給を1,500円、高校卒初任給を1,800円引き上げ
- ・30代半ばまでの職員が在職する号給部分を改定
- ・中高年齢層は改定なし

1級は67号まで、2級は47号まで、3級は31号まで、4級は15号まで、5級は7号まで改定、6級以上は改定なし。

### (2) 諸手当の改正

○勤勉手当

- ・令和元年度12月期に支給する勤勉手当の支給割合を引上げ  
（一般職：0.05月分、再任用職：引上げなし）  
【令和元年12月1日適用】
- ・令和2年度以後の6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合を改正  
【令和2年4月1日適用】

□期末・勤勉手当の支給割合

《一般職》

区 分		6月期	12月期	合 計	総支給割合
令和元年度 〔現 行〕	期末手当	1.300	1.300	2.60	4.45月
	勤勉手当	0.925	0.925	1.85	
令和元年度 〔改 定〕	期末手当	1.300	1.300	2.60	4.50月
	勤勉手当	0.925	0.975	1.90	
令和2年度 以 後	期末手当	1.300	1.300	2.60	4.50月
	勤勉手当	0.950	0.950	1.90	

《再任用職》（参考）

区 分		6月期	12月期	合 計	総支給割合
令和元年度 〔現 行〕	期末手当	0.725	0.725	1.45	2.35月
	勤勉手当	0.450	0.450	0.90	

○住居手当

- ・手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げる（12,000円→16,000円）。民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引き上げる（27,000円→28,000円）。
- ・経過措置として、令和2年度は、手当額が1,000円を超える減額となる職員については、現在の手当額から1,000円の減額とする。令和3年度は、手当額が2,000円を超える減額となる職員については、現在の手当額から2,000円の減額とする。